

研究実施者募集要綱

公益財団法人 油空圧機器技術振興財団（以下「財団」という）は、油圧・空気圧機器及びこれらの機器と周辺機器から構成される駆動システム、並びにこれを補完し、あるいはこれと併用する駆動システムの開発・生産・利用に関する基礎的応用的な技術の研究に対する援助・助成を行うことにより、我が国の産業の発展と技術振興に寄与するため、研究実施者に研究助成金を交付します。

1. 助成対象研究

助成の対象となる研究は、以下のとおりとします。

油圧・空気圧機器及びこれらの機器と周辺機器から構成される駆動システム、並びにこれを補完し、あるいはこれと併用する駆動システムの開発に関する基礎的応用的な技術の研究

油圧・空気圧機器及びこれらの機器と周辺機器から構成される駆動システム、並びにこれを補完し、あるいはこれと併用する駆動システムの生産に関する技術の研究

油圧・空気圧機器及びこれらの機器と周辺機器から構成される駆動システム、並びにこれを補完し、あるいはこれと併用する駆動システムの利用に関する技術の研究

[補足事項]

- ・上記の“油圧・空気圧機器”には、水圧、ガス圧をはじめとする流体圧機器を含みます。
- ・上記の“これを補完し、あるいはこれと併用する駆動システム”には、電気駆動システム、機械式駆動システム（歯車、ベルトなど）、機能性材料を利用する駆動システム等を含みます。

2. 研究期間

原則として、申請の翌年4月以降に開始し、概ね2年以内に終了する研究を対象とします。ただし、止むを得ない理由により研究が遅延する場合はこの限りではありません。

3. 助成金額

100万円／件

4. 募集期間

9月1日から10月31日まで（10月31日の消印有効）

5. 応募資格

- ・次の①又は②に該当する者を対象とします。

以下の要件を充たす若手研究者

- (i) 大学、大学共同利用機関、又は高等専門学校に所属し、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者であること。（有給・無給、常勤・非常勤の別を問いません。）
- (ii) 大学、大学共同利用機関、又は高等専門学校において、実際に研究活動に従事していること。（研究の補助は除きます。）
- (iii) 申請の翌年3月末現在、満42歳以下であること。

以下の要件を充たす大学院生

- (i) 所属する大学において、申請の研究課題が終了するまで研究を行うことのできる博士後期課程の大学院生であること。
- (ii) 申請の翌年3月末現在、満42歳以下であること。
- ・なお、応募後に民間企業や公的研究機関に異動した場合は、助成の対象外となります。

6. 応募方法

- ・応募は、別に定める研究助成金交付申請書（以下「申請書」という）に記載し、郵送により提出して下さい。
- ・申請書の様式は、財団のホームページからダウンロードしてご利用下さい。（トップページ＞研究助成＞募集要綱＞申請書・請書様式）
- ・申請書の様式がホームページからダウンロードできない場合、財団宛に電子メールで連絡いただければメールにより送付いたします。
- ・申請書には、説明のための図や写真を挿入いただいて構いません。
- ・応募にあたっては、大学の場合は学部長等、高等専門学校の場合は校長の推薦が必要です。申請書の最終頁に推薦者の記名押印又は署名をお願いいたします。

7. 選定方法

別途定める審査委員会において研究助成金交付候補者を選定し、財団の理事会において決定します。

8. 採否の通知

申請の翌年3月に、申請者全員に採択・不採択の結果を通知します。

9. 助成金の交付

- ・助成金は、交付対象の研究実施者が決定した後、研究実施者が所属する研究機関指定の金融機関口座に振り込みます。
- ・交付した助成金は、研究の成功・不成功にかかわらず返還を求めません。

1 0．オーバーヘッドの取扱い

研究機関においてオーバーヘッド（一般管理費）を必要とする場合、研究助成金から徴収して差し支えありません。ただし、研究実施者に事前に説明し了承を得てください。

1 1．研究終了後の報告

助成金を交付した研究実施者には、研究終了後 3 か月以内に研究実施概況報告書（財団の指定様式）を提出いただきます。

1 2．研究成果等の帰属

研究の実施過程において取得した工業所有権は、原則として研究実施者に帰属します。また、工業所有権の実施権の許諾及びその条件については、研究の成果を広く普及活用することに主眼を置いて進めることとします。

1 3．請書の提出

応募に際し、次の事項を遵守する旨の請書（財団の指定様式）を、申請書と一緒に提出して下さい。

研究は、財団に提出した申請書に従って実施すること。

財団から求められた場合は、一定の様式に従い実施状況を報告すること。

研究の実施過程において申請書の内容に変更が生じた場合は、財団に報告し承認を受けること。

研究が終了した時は、一定の様式に従い財団に報告すること。

申請書に従って研究を実施しなかった場合や、その他交付の趣旨に反した行為を行った場合は、助成金を返還すること。

研究の実施過程において製作された機器・機械・設備等の処分並びに取得した成果の普及及び活用については、研究助成金の趣旨に則り実施すること。

研究実施者は、帳簿を備え、研究に要する費用に係る経理を他経理と明確に区分して記入し、その出納を明らかにすること。

1 4．その他

- ・「申請書」及び「請書」の提出先

〒533-0002 大阪市東淀川区北江口1-1-1 (株)Parker TAIYO 大阪工場内
公益財団法人 油空圧機器技術振興財団 事務局

- ・お問い合わせ連絡先

TEL：06-6340-5885 E-mail：zaidan@blue.ocn.ne.jp

- ・財団のホームページ（URL）

<http://zaidan.taiyo-ltd.co.jp>